

⑧ その他（最近の施策等について）

（1）災害対策基本法の改正及びマイ・タイムラインについて【防災危機管理室】

① 災害対策基本法の改正

令和3年5月に災害対策基本法の一部が改正され、避難情報の警戒レベル4が「避難指示（緊急）、避難勧告」から「避難指示」に一本化されました。これを踏まえ、「水害、土砂災害に関するハザードマップ」を事前に確認いただき、災害危険がある場合は、京都市防災ポータルサイトの避難行動判定フローに基づき、適切な避難行動をとってください。また、市町村に対して、避難行動要支援者の「個別避難計画の作成」を努力義務化する改正も行われました。



② 我が家の防災行動計画「マイ・タイムライン」

令和3年度から我が家の防災行動計画「マイ・タイムライン」の作成を推進しています。避難場所を記載しておく「我が家の防災行動シール」の取組を発展させ、災害に備えて「日頃からの備え」や「いつ」、「何をするのか」など自分自身がとるべき行動をあらかじめ時系列で決めておく計画です。

いつ起きるか分からない自然災害に備え、あらかじめ「マイ・タイムライン」を作成しておくことで、万一の際の逃げ遅れを防ぎ、自分自身や家族の安全を確保することができます。



(2) 避難行動要支援者名簿の更なる活用について【保健福祉局】

災害発生時などに自ら避難することが困難な方の名簿の作成が災害対策基本法で定められており、本市では平成20年から「避難行動要支援者名簿」を作成しています。災害発生時には、避難支援等関係者に提供されますが、平常時から要支援者について把握しておくことが必要です。

本市では、条例を制定(令和3年12月20日公布・施行)し、「避難行動要支援者名簿」を平常時から自主防災組織に提供することが可能になりました。

自主防災組織でこの名簿を活用し、日頃から地域の「どこ」に「どのような」要配慮者が居住しておられるかを把握しておくことにより、いざというときの支援が円滑に行えることが期待できます。



(3) 密集市街地・細街路対策における地域防災力について【都市計画局】

歴史的に培われてきた景観やコミュニティを維持・継承するには、現在の町並みを踏まえつつ、着実に防災性を向上させる「修復型のまちづくり」による取組が必要です。

国の住生活基本計画では、地震時等に著しく危険な密集市街地の解消とそれに合わせた地域防災力の向上を図るため、次のソフト対策の強化が挙げられています。

① 家庭単位で設備等を備える取組

(感震ブレーカーの設置促進、住宅用消火器の設置促進、家具転倒防止器具の設置促進等)

② 地域単位で防災機能の充実を図る取組

(消防機能の充実・防災関連施設の充実、避難場所等の機能向上)

③ 地域防災力の実効性を高めるための取組

(地域の防災情報の充実、防災訓練の実施、防災パトロールの実施、防災に関する人材育成、防災機能の維持管理)



自分たちのまちは自分たちで守る



災害時に一人の犠牲者も出さない

京都市消防局 消防団・自主防災推進室

〒604-0931 京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450の2

TEL : 075-212-6692 FAX : 075-212-6958

■京都市消防局ホームページ

<https://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/page/0000185052.html>



令和4年7月発行